

マイナンバー（個人番号カード）申請 休日臨時窓口を開設します

マイナンバーほか

今月は青少年の非行・被害防止全国強調月間

内閣府が中心となり全国の関係各機関が連携して、次代を担う青少年の健全育成を目的に実施します。

重点課題はつぎのとおりです。

- ①インターネット利用に係る犯罪被害などの防止
- ②子供の性被害の防止
- ③有害環境への適切な対応
- ④薬物乱用対策の推進
- ⑤不良行為および初発型非行（犯罪）などの防止
- ⑥再非行（犯罪）の防止
- ⑦いじめ・暴力行為などの問題行動への対応

町でも各方面みなさんのご協力を得て、非行防止、環境整備などに努めていますが、特に夏は開放的な気分になり誘惑も多い季節です。地域の方が一声かけることで非行を未然に防げることもあります。

青少年を、安全で健やかに育てられる地域になるよう、ご協力をお願いします。

町青少年問題協議会



マイナンバー

申請用封筒
*引越越しなどで申請書の内容が変更になった方や申請書をなくした方は、住民課で申請書を再発行します
ので、本人確認書類をお持ちください。

◆「マイナンバー」を利用する際には「マイナンバーカード」が便利
マイナンバー（個人番号）と本人確認を1枚で行える公的な身分証明書となる「マイナンバーカード」は、マイナンバーを利用する際に便利です。カードの交付を希望され

案内通知（ハガキ）を送ります。
◆申請に必要な写真を無料で撮影
〔日時〕 役場開庁日の午前9時～11時・午後2時～4時
〔対象者〕 町に住民登録のある方
〔受付場所〕 役場住民課〔持ち物〕 通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」、「申請用封筒」

◆マイナンバーカード交付の休日臨時窓口
マイナンバーカードの交付通知書（ハガキ）が届いていて、まだカードを受け取られていない方は、ぜひこの機会をご利用ください。また、「通知カード」を受領されていない方の通知カードの交付と、マイナンバーカード申請用写真の無料撮影も行います。
〔日時〕 7月16日（祝）午前9時～11時・午後1時～4時 役場住民課にて
〔対象者〕 カード交付通知書（ハガキ）が届いている方*15歳未満の方は法定代理人が同行要
〔持ち物〕 交付通知書（ハガキ）・通知カード・本人確認書類（15歳未満の方、または成年被後見人に行する法定代理人も同様が必要）・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
※問い合わせは、住民課

☎ 83-2182

子ども国際交流音楽祭 「合唱団参加者」募集

子ども国際交流音楽祭では、羽村市・檜原村・奥多摩町の子どもたちにより合唱団を編成し、オーストリアウィーンの演奏家などと共演します。

以前合唱団へ参加された方、海外派遣事業へ参加されたことがある方は、ぜひご参加ください。
〔対象者〕 町内在住の小学5年生以上・高校生以下（公演日時・会場）10月8日（祝）午後5時～羽村市「ゆとろぎ」

*7月1日から7回程度、日曜日に練習参加要
〔申込方法〕 文化会館にある申込書に必要事項を記入のうえ、役場3階教育課または、文化会館へ提出してください。お早めにお申し込みください。（途中からの参加も可能）
※問い合わせは、教育課（文化会館内）

☎ 85-1618